

与論町児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年3月5日規則第11号）

（趣旨）

第1条 この規則は、与論町児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（令和3年与論町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で、ほのぼのとは、条例第3条第1号に規定する与論町児童発達支援センターほのぼのをいう。

（指導訓練時間）

第3条 ほのぼのの指導訓練時間は、午前9時30分から午後5時30分までの間とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用申請）

第4条 ほのぼのの利用を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、児童発達支援センターほのぼの利用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（利用決定）

第5条 町長は、前条の規定により当該申請書を受理したときは、速やかに必要な調査を行い利用の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定によりほのぼのの利用の可否を決定したときは、児童発達支援センターほのぼの利用可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（利用契約）

第6条 前条第2項により利用を承認された者（以下「利用児童の保護者」という。）は、町長とほのぼのの利用に係る契約を締結するものとする。

（退所）

第7条 利用児童の保護者は、利用期間の途中で退所しようとするとき、退所予定月の前月20日までに、児童発達支援センターほのぼの利用中止届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により当該届出書の提出があったときは、児童発達支援センターほのぼの利用中止決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（利用料の免除）

第8条 ほのぼのの利用料の免除を受けようとする利用児童の保護者は、児童発達支援センターほのぼの利用料免除申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により当該申請書の提出を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、可否を決定し、児童発達支援センターほのぼの利用料免除可否決定通知書（様式第6号）により当該利用児童の保護者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和3年3月5日規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

与論町長 殿

申請者 住所
(保護者)
氏名

児童発達支援センターほのぼの利用申請書

児童発達支援センターほのぼの利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利用 児 童	ふりがな		生年月日	年 月 日生 (歳)	
	氏 名				
	住 所	与論町大字		性別	
保 護 者	利用児の付添人氏名				
	児 童 と の 続 柄				
	電話番号 (緊急連絡先)				
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	生 年 月 日	職 業 等	
			年 月 日生		
			年 月 日生		
			年 月 日生		
			年 月 日生		
			年 月 日生		
			年 月 日生		
備 考	(連絡事項)				

年 月 日

様

与論町長

㊟

児童発達支援センターほのぼの利用可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました児童発達支援センターほのぼの利用について、
下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

利用の可否	可 ・ 否		
児 童 名		生年月日	年 月 日生 歳
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
利用させることができない場合の理由			

備考 この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に与論町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、与論町長を被告として（訴訟において与論町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

与論町長 殿

申請者 住所
(保護者)
氏名

児童発達支援センターほのぼのの利用中止届出書

児童発達支援センターほのぼのの利用を中止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

利 用 児 童 名	
中 止 (予 定) 年 月 日	年 月 日
中 止 す る 理 由	<input type="checkbox"/> 特定教育・保育施設等への入所のため。 施設名称 _____ <input type="checkbox"/> 与論町外に転居するため。 <input type="checkbox"/> その他 理由 _____

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

与論町長

㊟

児童発達支援センターほのぼのの利用中止決定通知書

下記のとおり、児童発達支援センターほのぼのの利用中止を決定しましたので通知します。

記

児 童 名	
生 年 月 日	年 月 日生
利 用 中 止 年 月 日	年 月 日
中 止 す る 理 由	

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

与論町長 殿

申請者 住所
(保護者)
氏名

児童発達支援センターほのぼの利用料免除申請書

下記のとおり、利用料の免除を申請します。

記

利 用 児 童 名	
免 除 を 申 請 す る 利 用 料 の 内 容	
免 除 を 申 請 す る 期 間	年 月分から 年 月分まで
免 除 を 申 請 す る 理 由	

年 月 日

様

与論町長

印

児童発達支援センターほのぼの利用料免除可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました児童発達支援センターほのぼの利用料免除について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

利用料免除の 可 否	可 ・ 否
免除される 利用料の内容	
利用児童名	
免除期間	年 月 日 から 年 月 日まで
免除できない場合の理由	

備考 この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に与論町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、与論町長を被告として（訴訟において与論町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。